

## 川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画（変更案）

別表2-4 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

EAL番号	変更案	考慮した設備
25	AL	・特重施設の電源設備
	SE	
	GE	
27	SE	・蓄電池（3系統目） [SA設備]
	GE	

EAL番号	変更案	考慮した設備
29	<p>GE</p> <p>&lt;停止中の原子炉冷却機能の完全喪失&gt;  ミッドループ運転*において、全ての余熱除去ポンプへの供給電源の喪失、ポンプの故障、余熱除去冷却器の冷却水喪失等による炉心の冷却機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンクから炉心へ注入する手段(充てん/高圧注入ポンプ、<b>A格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSSタイライン使用)、常設電動注入ポンプ</b>、燃料取替用水タンク水頭)が全て喪失したとき。  ※「ミッドループ運転」とは、1次冷却材系統水位を1次冷却材配管中心付近まで低下させた以下のプラント状態をいう。  燃料取出前：RCS水抜き完了～RCS水張り(原子炉キャビティ水張り)開始まで  燃料装荷後：RCS水抜き(原子炉キャビティ水抜き)完了～RCS水張り開始まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>A格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSSタイライン使用) [SA設備]</b></li> <li>・ <b>常設電動注入ポンプ [SA設備]</b></li> </ul>
41	<p>SE</p> <p>&lt;格納容器健全性喪失のおそれ&gt;  モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材喪失事象又は主蒸気管破断事象等により、原子炉格納容器内の圧力が上昇し、格納容器スプレイ作動の設定値*を超えた状態で、以下のいずれかとなったとき。  (1) 格納容器スプレイポンプ、<b>常設電動注入ポンプ、特重施設の格納容器スプレイへの注水設備、電動消火ポンプ及びディーゼル消火ポンプ</b>が<b>全て</b>起動しないとき。  (2) スプレイ系統の注水ライン弁が「開」とならないこと等により、スプレイ水の注水が確認できないとき。  (3) 格納容器圧力の上昇が10分間以上継続しているとき。  ※ 格納容器スプレイ作動の設定値は以下のとおり。  格納容器圧力：110kPa</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>常設電動注入ポンプ [SA設備]</b></li> <li>・ <b>CVスプレイ(特重)のためのポンプ</b></li> <li>・ <b>消火ポンプ(電動/ディーゼル) [多様性拡張設備]</b></li> </ul>
43	<p>SE</p> <p>&lt;原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用&gt;  モード1、2、3及び4において、格納容器内高レンジエリアモニタの<b>線量率が</b><math>1 \times 10^5</math> mSv/h未満である状態で、<del>炉心の損傷を防止するために</del>格納容器圧力逃がし装置を使用するとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>フィルタベント(特重)のための設備</b></li> </ul>